(非公式訳)

## 投資委員会布告

第 Sor. 3/2562 号

件名:電気自動車向け充電ステーションサービス事業の奨励

\_\_\_\_\_

電気自動車の使用に必要かつ重要なインフラへの投資を奨励するため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落および第 18 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

第1条 投資委員会は仏暦 2557年 (2014年) 12月3日付投資委員会布告第2/2557号 巻末の7類に文書を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り定める。

## 7類 サービス、公共事業

業種		条件	恩典
7.35 電気自動車用充電スタンドサ	1.	器材および部品調達計画を提出するこ	А3
ービス		と。	
	2.	電気自動車スマートチャージングシス	
		テム (EV SMART CHARGING SYSTEM) 開	
		発計画を提出すること。	
	3.	プロジェクトの中に総合充電器の25%	
		以上の急速充電器(QUICK CHARGE)を	
		含む、40個以上の充電器を持つこと。	
	4.	他の政府機関から権利または恩典を受	
		けてはならない。	
	5.	奨励証書の発行日から3年以内に	
		IS018000 を取得すること。	

第2条 既存の電気自動車向け充電ステーションサービスで奨励されたプロジェクト、 または奨励を申請したプロジェクトの場合、新規の電気自動車向け充電ステーションサービス に変更するため、プロジェクト修正を申請することができる。

仏暦 2562 年(2019 年) 11月1日より有効とする。

発令日: 仏暦 2562 年(2019 年) 12 月 13 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)首相投資委員会委員長